

建設委員会会議録

平成20年12月17日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:30

○ 委員長

ただ今から建設委員会を開会いたします。「議案第101号 平成20年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

ご説明いたします。議案第101号 平成20年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算について、補足説明をいたします。

平成20年度飯塚市一般会計特別会計補正予算書の197ページをお願いいたします。第1条で、歳入及び歳出をそれぞれ88万3千円減額しまして、歳入・歳出予算の総額を、9,614万9千円と定めるものでございます。その内容について事項別明細書により、主なものについて説明をいたします。

200ページをお願いいたします。まず、歳入につきましては、1款1項1目の駐車場使用料として飯塚立体駐車場の使用料を44万5千円の増いたしまして、本町駐車場・東町駐車場の2駐車場の使用料を238万2千円の減、併せまして193万7千円の減で計上をいたしております。また、2款1項1目の一般会計繰入金金を94万3千円の増で計上しております。

次に、歳出についてでございますが、201ページをお願いいたします。歳出につきまして主なものとして、1款1項1目の一般管理費で、職員の変更に伴う人件費の減を行ったものです。合算で90万1千円の減額を計上しております。内容については省略させていただきます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第101号 平成20年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 平成20年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 上下水道部総務課長

議案第105号「平成20年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」の主なものにつきまして、補足説明を致します。

補正予算書の2ページをお願いします。3条予算の収入につきましては、2,664万2千円を減額補正し、20億9,095万4千円とするものでございます。

また、支出においては、7,272万9千円を減額補正し、21億844万1千円とするものでございます。

3ページをお願いします。4条予算の収入につきましては、52万1千円を増額補正し、21億9,095万9千円とするものでございます。また、支出において、3,376万1千円を減額補正し、14億3,536万3千円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算明細書により説明いたします。11ページをお願いします。収益的収入の1項営業収益の3,243万円の減額の主なものは、使用者の節水等による水道料金の減収による

ものでございます。次に2項営業外収益の578万8千円の増額は、次のページの受取利息の増額でございます。

収益的支出の7, 272万9千円の減額でございますが、これは主に職員の配置換えによる人件費の減、13ページの1項1目原水及び浄水費の委託料の執行残、及び、15ページの1項2目配水費及び給水費の工事請負費の減少等に伴う決算見込みによるものでございます。

19ページをお願いします。資本的収入の52万1千円の増額は、口径別納付金の増に伴うものでございます。

資本的支出の1項1目の配水施設改良費1, 598万円の減額及び同項2目の諸施設改良費1, 800万円の減額は、執行残の整理に伴うものでございます。21ページをお願いします。6項1目の国庫補助金返還金88万6千円の増額は、岩崎浄水場膜処理施設機械設備工事に係る損害賠償等請求住民訴訟の中で、実施設計業務委託について和解が成立し、受け入れました和解金の国庫補助金相当額を国に返還するものであります。以上、簡単ですが「水道事業会計補正予算」の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第105号 平成20年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 平成20年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 上下水道部総務課長

22ページをお願いいたします。議案第106号 平成20年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)の主なものにつきまして、補足説明を致します。

3条予算収益的収入につきましては515万3千円を減額補正し、1, 746万4千円とするものでございます。同じく支出においても、515万3千円を減額補正し、3, 614万7千円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算明細書により説明いたします。28ページをお願いいたします。収益的収入の2項2目一般会計補助金で526万8千円の減額をしております。29ページをお願いします。収益的支出の515万3千円の減額でございますが、これは主に職員の配置換えによる人件費の減額でございます。以上、簡単ですが「産炭地域小水系用水道事業会計補正予算」の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第106号 平成20年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第107号 平成20年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 上下水道部総務課長。

31ページをお願いします。議案第107号 平成20年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)の主なものにつきまして、補足説明を致します。3条予算の収入につきましては1,751万9千円を増額補正し、13億2,257万6千円とするものでございます。同じく支出においては、5,421万円を減額補正し、12億978万8千円とするものでございます。

32ページをお願いします。4条予算の収入におきまして、5,445万3千円を減額補正し、22億3,552万1千円とするものでございます。

同じく支出において、5,581万4千円を減額補正し、28億3,054万4千円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算明細書により説明いたします。41ページをお願いします。収益的収入の1,751万9千円を増額でございますが、主なものとして、1項1目下水道使用料を増額するものであります。これは、本年7月から庄司の陸上自衛隊の下水道使用開始に伴い、下水道使用料を増額するものであります。

次に、収益的支出の5,421万円の減額でございますが、これは主に人件費及び執行残の整理等に伴うものでございます。

46ページをお願いします。資本的収入で1項1目企業債の6,010万円の減額は企業債の減少によるものであります。

次に、資本的支出の1項1目施設整備費の5,837万6千円の減額でございますが、これは主に工事請負費の減少によるものであります。以上、簡単ですが「下水道事業会計補正予算」の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第107号 平成20年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 飯塚市土地開発公社定款の変更」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 国県道対策室主幹。

議案第118号 飯塚市土地開発公社定款の変更の補足説明をいたします。議案書の33ページをお願いいたします。飯塚市土地開発公社定款の一部を変更するものです。一般社団法人、及び、一般財団法人に関する法律及び、公益社団法人、及び、公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の施行に伴い、飯塚市土地開発公社定款の一部を変更する必要が生じたので、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めらるものであります。

34ページをお願いいたします。第7条の変更は、一般社団法人等の認定等に関する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律により、民法の幹事の職は削除されたことに伴い、公有地の拡大の推進に関する法律が改正され、あたりに幹事の職務が定められたものです。

次に、第17条、第20条、及び第23条の変更は、土地開発公社経理基準要綱が総務省の通知により改正され、キャッシュフロー計算書を加え、運用財産を削除するものです。

次に、第25条の変更は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、郵便貯金を削除するものです。

附則といたしまして、この定款は福岡県知事の認可の日から施行し、改正後の第7条第4項の規定

は平成20年12月1日から適用するものです。次のページ、35ページに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第118号 飯塚市土地開発公社定款の変更」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第119号 市道路線の廃止」及び「議案第120号 市道路線の認定」以上2件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案書36ページをお願いいたします。議案第119号 市道路線の廃止についてご説明いたします。道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するため、議会の議決をお願いするものでございます。

今回廃止する路線は、市有地の払下げ(用途廃止)に伴うものでございまして、1路線、延長45.2mでございます。

議案書37ページをお願い致します。明細表左端に記載しております番号1番の路線が今回廃止の予定となっております。なお、路線箇所は38ページに記載しております。以上、簡単ですが説明を終わります。

次に、議案書39ページをお願い致します。議案第120号 市道路線の認定についてご説明致します。道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回認定する路線は、開発等に伴う新規認定で13路線、延長1079.0mでございます。議案書の40ページをお願い致します。明細書の左端に記載しております番号1番から13番の路線が、開発等に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は、41ページから49ページに記載しております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第119号 市道路線の廃止について」及び「議案第120号 市道路線の認定について」、以上2件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟事件に係る裁判の概要について」報

告を求めます。

○ 上下水道部総務課長

11月10日に行われました、岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟事件に係る裁判について概要報告をいたします。10月6日に福岡地方裁判所において、原告側弁護士、被告側弁護士及び補助参加人の各弁護士より準備書面の提出がなされ、これにより結審となる予定でありましたが、11月10日に予定変更となり、当日原告側弁護士より準備書面の提出がなされ、判決日を平成21年2月27日と決めて、岩崎浄水場膜処理施設につきましては結審となっております。以上簡単ですが、岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟事件に係る裁判の概要報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上の交通事故について」報告を求めます。

○ 庄内支所経済建設課長

市道上における交通事故について、報告いたします。本件事故は、平成20年10月5日、日曜日、午後2時ごろ、当事者がバイクを運転して赤坂地内の市道仁保・赤坂線を赤松から赤坂方面に走行し、自宅宅地へ右折中、道路側溝上で側溝蓋の部分の段差にハンドルをとられ転倒した際、左手甲部分を骨折したものであります。事故によります損害賠償額につきましては、当事者と協議をいたしておりますが、現在入院中でございますので、完治した後、示談いたしたいと思っております。道路の点検・補修につきましては、日ごろより迅速に対応しているつもりでございますが、今後はこのような事故が発生しないよう、道路維持管理に細心の注意をはらい、業務を遂行してまいります。以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 鯉川委員

ちょっとお聞きしたいんですけれども、側溝部分というのはどこか壊れる、破損か何かしていたんですか、それとも普通の段差があるコウピンか何かに乗り上げて転倒されたんですか。

○ 庄内支所経済建設課長

側溝が老朽化いたしておりまして、側溝蓋のコウピンといわれる蓋かかりの部分の所が欠落したところで今回の事故が発生しまして、段差としましては大きいところで5センチから7センチの段差が合ったようでございます。

○ 鯉川委員

それだったらわかるような気がするんですけれども、普通一般的にL型側溝、乗入れ口やらでも10センチくらい段差があって、乗り入れにくいからスロープみたいな市販で売っているやつを置いて車を入れたりとか、バイクを進入させているところもあるし、10センチも段差があつたら意外とバイクなんて転倒することも考えられる。そのL型側溝を入れられておつたら、破損してなくても転ぶ可能性は十分あると思うんですけど、そこら辺というのはどんな風なんですかね。間違いなく破損しているから転倒されたということですか。私が今言っているようなことを言ったらキリがないんですけれども、そこら辺が自分の自宅もそうなんですけれども、L型側溝の10センチのコウピンというのは車も入れにくいんですよ。当然そのバイクなんかかもし何もしなかったら当然バイクなんかこけるだろうと思うんですよ。それで進入用のキャンパーみたいなのを置いたら通行に困るから撤去してくれということも言われるし、そこら辺が矛盾を感じる場所があるんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:21

再開 10:25

委員会を再開いたします。

○ 都市建設部次長

先ほどの質問に答えさせていただきます。今回の事故につきましては、道路側の方の舗装との段差ができておったというようなことの中で補償対象というような形で話し合いをしております。これが民地側のコウピンの10センチないし5センチ程度のコウピンがある場合、これについては補償外というふうな考え方で認識しております。その中で、改善という方向に考えて見ますと、相手方、地主さんと十分な協議をしながらその改善については市がするのか個人でするのか、そういったところはいろいろ検討しながら今後対応していきたいというふうに思っておりますので、ご理解していただきたいと思えます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上の車両損傷事故について」報告を求めます。

○ 筑穂支所経済建設課長

市道上における車両損傷事故の報告について説明させていただきます。当事故は、平成20年10月22日水曜日、午後1時20分ごろ、当事者が内野小学校の配送を終了し、市道外から市道内、内野通1号線へ侵入するためカーブを曲がったところ、変形水路側溝を通過するとき、変形側溝蓋が取れて、後輪2本がパンクし、それが原因でハンドルを取られて前方のJR筑豊篠栗線事業部のフェンスに追突して者でございます。幸いに速度を抑えていたため、人身損傷はございませんでした。この事故によります損害賠償につきましては、車両損傷事故、及び、フェンスの当事者と示談交渉をいたしております。道路の点検または修理につきましては、日ごろより迅速に対応しておりますけれども、今後はさらに気をつけてまいります。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉会)10:30